

「子どもの手続代理人」 の役割・活動

「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所の調停・審判に参加する子どもが意見表明するのを援助し、子どもの最善の利益を実現する活動をします。

具体的には

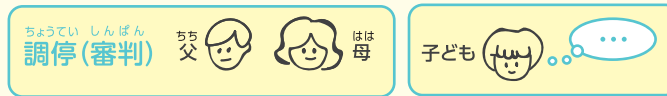
- 子どもと会って、手続の説明をします。
- 子どもが自分の意見や気持ちをしっかりと伝えるよう援助します。
- 子どもからの色々な質問に答えたり、相談に乗ったりもします。
- 他の関係者と会って、子どもの最善の利益のための解決方法を相談し、そのための調整活動も行います。

子どもが参加できる主な手続

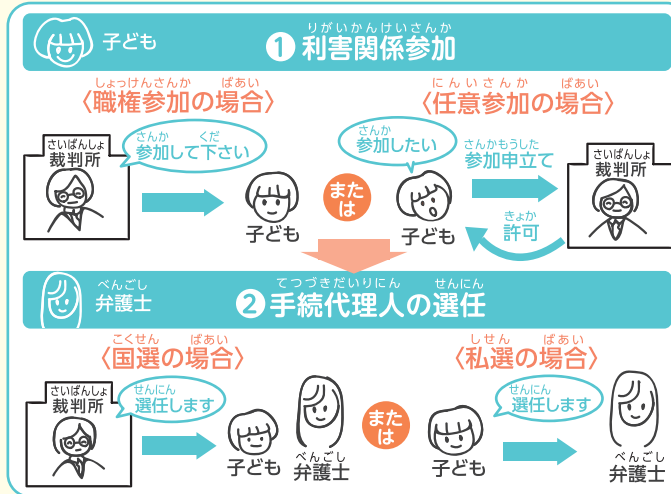
- 離婚調停
- 面会交流の調停・審判
- 監護者の指定の調停・審判
- 親権喪失・停止、管理権喪失の審判
- 親権者の指定・変更の調停・審判
- 未成年後見に関する審判
- 養子縁組許可の審判(ただし15歳以上)
- 離縁の調停

参加する子どもの年齢は、おおむね小学校高学年以上が想定されています。

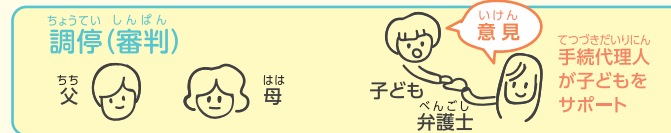
子どもが参加していないと…



「子どもの手続代理人」を選任する



子どもが参加すると…

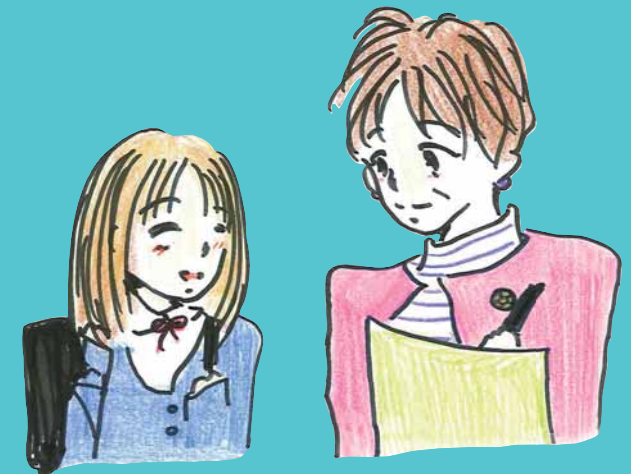


※利害関係参加しない場合でも、家庭裁判所調査官が子どもの意思の把握に努めます。
※①利害関係参加と②手続代理人の選任は、実際には同時併行で行われることがおおいと思われます。

お問い合わせ先 **お気軽にご相談ください**

子どもの 手続代理人 って?

家事事件への子どもの参加と
弁護士による援助



子どもの てつづきだいにん 手続代理人とは



「子どもの手続代理人」とは、子どもが
かていさいばんしょ ちょうてい しんぱん さんか
家庭裁判所の調停・審判に参加するのを
べんごし
サポートする弁護士のことです。

2013年1月1日、家事事件手続法が施行されました。新しい法律は、家庭裁判所の調停・審判において、子どもの意思をしっかりと聴いて、相応に考慮すべきことをはっきりと規定しています。

子どもに直接的に影響を及ぼす調停・審判(たとえば離婚調停)〈面会交流〉〈監護者指定〉〈親権者指定〉〈変更〉など)には、子ども自身が参加することができるようになりました。

てつづき さんか べんごし
手続に参加する子どもは、弁護士に「子どもの手続代理人」になってもらうことができます。「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所が選任する方法(国選)と、子ども自らが選任する方法(私選)があります。

わたし べんごし けんり まも しめい
私たち弁護士は、子どもの権利を守る使命をもって
ひ びかつどう きがる そうだん
日々活動しております。お気軽にご相談ください!

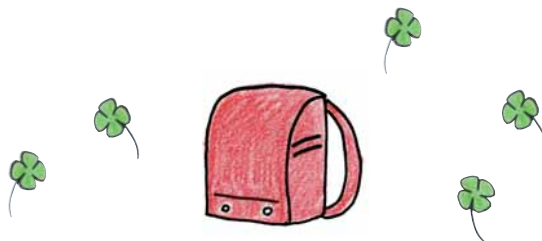
Q. 「子どもの手続代理人」が
えら わたし ぼく
選ばれたら、私は／僕は、
むりやり いけん
むりやり意見を
い
言わせられるの?



A. そんなことはありません。いけん い
意見を言わないことも
けんり
子どもの権利です。
また、「子どもの手続代理人」は、子どもにどちらの
おや えら
親がいいか選ばせたりすることはありません。子ども
りょうしん あいだ た かん いろいろ おも き
が両親の間に立って感じている色々な思いを聴き
ながら、どうすればよいかをいっしょ かんが
一緒に考えていくのが
「子どもの手続代理人」の仕事です。

Q. 「子どもの手続代理人」の報酬は
だれ ふたん
誰が負担するのですか?

A. こくせん てつづきだいにん ほうしゅう りょうしん とうじ
国選の「子どもの手続代理人」の報酬は、両親が当事
しゃ じけん ばあい りょうしん ふたん
者となる事件の場合には、両親の負担となることが
いっばんてき かんが
一般的だと考えられます。



Q. 「子どもの手続代理人」を付ける
メリットは?

A. 「子どもの手続代理人」は、両親の代理人ではなく、子ども本人の代理人として、関係者に子どもの意見や気持ちを伝えることができます。
たと りょうしん
例えば、両親それぞれが『これが子どもの気持ちだ』と対立する意見を言い合っていて、なかなか前に進まないようなことがあります。そのような場合に、「子どもの手続代理人」が子どもから直接意見や気持ちをていねいにき 伝
えら ちよくせついけん きも つた
えることで、子どもの最善の利益を中心とした
さいぜん りえき ちゅうしん
解決ができるように努めます。

Q. 子どもに「手続代理人」を
ねが
お願いしたいのですが、
どうすればいいですか?

A. さいばんしょ さんか もうした てつづき
裁判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続代理人の選任申立て」をしてください。具体的な方法については、現在依頼している弁護士がいればその弁護士にご相談ください。弁護士にいらい ばあい ちか べんごしかい
依頼していない場合には、お近くの弁護士会へ
そうだん
ご相談ください。